

コーポレート・ガバナンスについて

基本的な考え方

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開する上での判断基準として企業理念を定めております。企業理念である『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行倫理憲章を制定し、当行の内外に公表するとともに、役員全員の実行基準と位置付けております。倫理憲章は、「健全な経営と揺るぎない信頼の確立、法令やルールの厳格な遵守、地域の発展への貢献、反社会的勢力との対決、経営情報の公正な開示」の5項目からなっております。

この倫理憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備するとともに、具体的な執行に係わる企画等については、頭取からの権限委譲により副頭取・COOと経営執行委員会に委ねることで、経営の透明性確保と経営の迅速化等に重点を置いたガバナンス体制を構築し、ディスクロージャーやアカウントビリティ(説明義務)等の充実に努めております。

千葉興業銀行倫理憲章

- 1 健全な経営と揺るぎない信頼の確立
千葉興業銀行は、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立します。
- 2 法令やルールの厳格な遵守
千葉興業銀行は、法令やルートを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 3 地域の発展への貢献
千葉興業銀行は、地域の総合金融機関として、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域の経済・社会・文化の発展に貢献します。
- 4 反社会的勢力との対決
千葉興業銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
- 5 経営情報の公正な開示
千葉興業銀行は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図り、透明な経営を行います。

意思決定、業務執行等に係る体制

当行は、取締役会を経営の最高意思決定および監督機関とし、取締役会規程等に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会には必ず監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

取締役会の下部組織として、頭取・CEOを議長に、取締役、監査役、案件を担当する執行役員および本部の部・室長を構成メンバーとする経営会議を置いており、銀行業務に関わる重要事項等を審議しております。具体的な執行に関わる企画等については、副頭取・COOと経営執行委員会に委ね、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。

また、弁護士や税理士等と顧問契約を締結しており、必要に応じて適宜、専門家の意見を参考にいたします。このように、十分な討議と意思疎通を図り、法令等を遵守した経営の意思決定が行える体制としております。平成17年度中の経営会議開催回数は60回、経営執行委員会の開催回数は40回となっております。

内部監査及び監査役監査等の体制

内部監査

内部監査につきましては、監査部の業務監査担当(15名)が、本部・営業店および関連会社の内部管理体制(リスク管理体制を含む)等の適切性、有効性の検証ならびに評価および問題点の改善方法の提言を行っております。また、資産監査室(4名)が自己査定結果および償却・引当結果、自己査定基準および償却・引当基準、債務者格付け、個別与信供与状況について、正確性・適切性の検証を行っております。

監査役監査

株主の負託を受けた独立の機関として、4名の監査役(うち常勤監査役2名・非常勤(社外)監査役2名)が、監査役監査基準に則って次の監査業務を行っております。

- ・取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査
- ・取締役会・経営会議等重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役および行員から受領した報告内容の検証、当行の業務および財産の状況に関する調査、営業店への往査等

監査法人

監査法人は、新日本監査法人であります。平成17年度において会計監査を行った公認会計士は甲良好夫・菅原和信、また補助者は10名となっております。新日本監査法人に対しましては、会計監査に加え、システム監査を依頼するなど外部監査機能の充実に努めております。

対談

TOP
メッセージ

地域への
取組み

平成17年度の
概況

経営・内部
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

連結決算

決算公告(写)

指名・報酬決定等

取締役及び監査役の指名につきましては、当行への貢献度、これまでの経験や見識等々を総合的に判断し指名候補を決定、株主総会の決議により指名しております。

また、取締役及び監査役の報酬額は、定款の定めるところにより、株主総会の決議を得た額以内としております。

平成17年度における当行の取締役および監査役に対する役員報酬、および監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

役員報酬：取締役を支払った報酬	48百万円
監査役を支払った報酬	23百万円
計	71百万円

監査報酬：公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	26百万円
上記以外の報酬	15百万円
計	41百万円

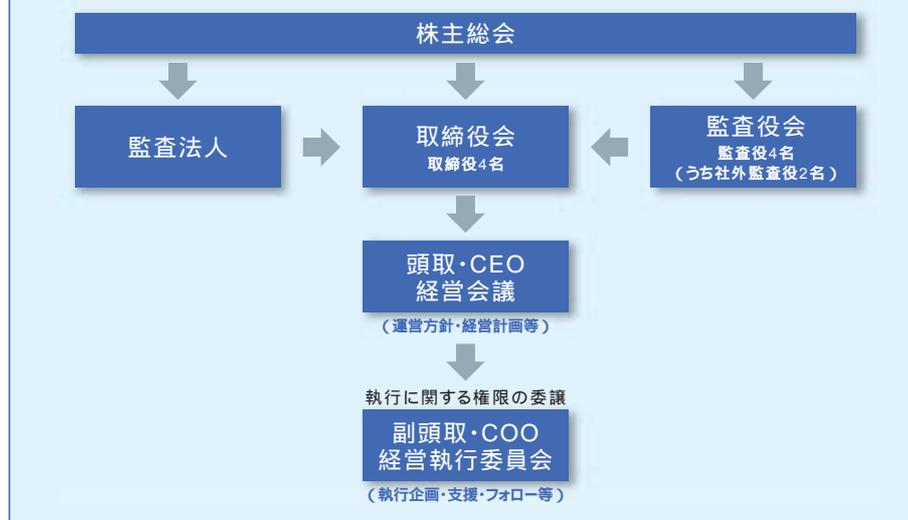
内部統制システムに関する基本的な考え方

当行は、会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を決定し、以下の9項目の体制整備を図っております。

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス委員会の設置による全行横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握等
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制構築等

- (3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制
業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程の制定等
 - (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度の導入とあわせ、経営会議や各種委員会を設置した効率的な職務執行の確保等
 - (5)当行並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行の連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクにつき当行と同様な業務運営の確保等
 - (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役室の設置等
 - (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
対応規程の規定等
 - (8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
重要な会議への監査役の出席等
 - (9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保等
- 業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の目的を徹底するべく、相互牽制態勢を確立するため、監査部による営業店・本部・連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等において、監査機能の充実・強化を図っております。

当行のコーポレート・ガバナンス体制



リスク管理体制

リスク管理の基本方針

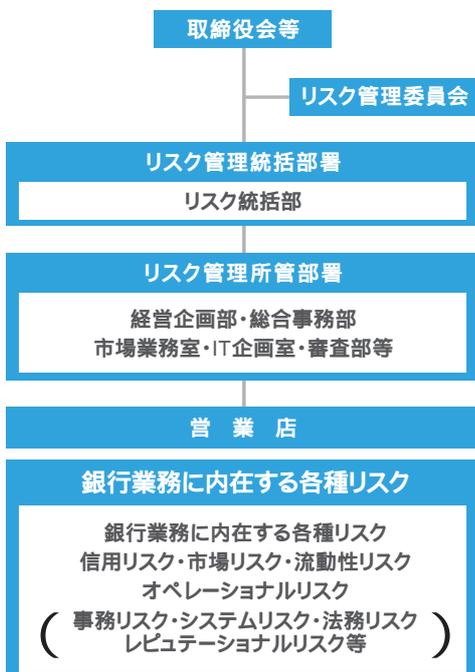
当行はリスク管理を経営の重要課題として位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、性質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとするを基本方針としております。

統合リスク管理体制

当行は、リスク管理の基本方針に沿って、適切にリスクを管理すべく、銀行業務に内在する主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制を強化すべく、昨年10月にリスク評価室と法務・コンプライアンス統括室を統合しリスク統括部を新設、12月には本部横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。引き続き、リスク管理の実効性向上に向け、体制の強化、管理の高度化に取り組んでまいります。

なお、当行のリスク管理体制は下図のとおりです。

リスク管理体制



信用リスク管理体制

当行の最重要課題の一つとして、信用リスク管理体制の強化に努めております。具体的には営業推進部門から独立した審査部・審査管理部において管理する体制としております。お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施するとともに、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーナー、集合研修、臨店指導等を行っております。一方、お取引先への「経営改善支援」についても、地域金融機関としての重要な責務と認識して取り組んでおります。さらに現在、「新格付・自己査定システム」・「電子稟議システム」の準備を進めるなど、信用リスク管理の高度化に取り組んでおります。

市場リスク管理体制

金利、株価等の変動による資産価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には市場部門(市場金融部)、事務管理部門(市場業務室)、リスク管理部門(リスク統括部)を組織的に分離するとともに、相互牽制に必要な各種管理規程を制定し、リスク管理部門において規程の遵守状況をモニタリングしております。また、市場リスクは金利ギャップやBPV()、VAR()等により計測し、有価証券等の市場取引については、ポジション限度、リスクリミット等の限度額を設定し管理しております。一方、銀行全体の金利リスクはALM管理としALM委員会において計測されたリスク量、市場動向等の報告に基づき必要な対応策を検討しております。

BPV(ベーシス・ポイント・バリュー)
金利等の変化に対する時価の変化額をリスクとして表す手法。例えば、10bpvといった場合、金利が10bpv(=0.1%)変化した場合の時価の変化額を指します。

VAR(バリュー・アット・リスク)
VARは、過去のデータに基づく統計的手法により、一定期間・一定確率のもとで、保有するポートフォリオが被る可能性のある最大損失額(最大時価減少額)を推定したものです。一定確率は片道99%確率を使用しています。

流動性リスク管理体制

経営の安全性を確保するうえで安定的な資金繰りを維持することの重要性を十分認識し、管理の強化に努めております。具体的には、資金ポジション状況等に応じた対応策を定め、資金繰り管理部門(市場金融部)において円貨・外貨一体の資金繰り管理を行うとともに、ALM委員会において経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案し必要な対応策を検討しております。

対談

TOP
メッセージ

地域への
取組み

平成17年度の
概況

経営・内部
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

連結決算

決算公告(写)

オペレーショナルリスク管理体制

全ての業務に事務リスクが所在することおよび事務リスクを軽減することの重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には、事務取扱要綱等を整備するとともに、臨店事務指導や各種研修、事務取扱確認テストの実施、重要な事務変更事項等のビデオニュースによる全店配信等により行員の事務水準およびモラルの向上に努めております。また、人為的なミス、不正を排除し、且つ能率的に事務を処理するために、事務プロセスの改善、機械化、集中化に取り組んでおります。

一方、銀行業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステム等の故障、災害、誤処理、不正使用等が経営に与える影響についても、重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には、基幹システムをNTTデータ地銀共同センター(以下「共同センター」といいます)に移行し、さらに、バックアップセンターを確保するとともに、回線の二重化等の実施により、大幅にシステムリスクを軽減しております。共同センターでのシステムリスク管理体制は、「地銀共同システムの情報セキュリティポリシー」に基づき管理体制を整備しており、共同センターにて実施する内部監査および外部監査の結果について当行が確認し、必要に応じて当行自体が共同センターの監査を実施する体制をとっております。また、当行内のコンピュータシステムやネットワークシステム等につきましても、情報セキュリティポリシーを策定し、それに沿った管理体制を構築する他、定期的に外部監査を受け、体制整備に取り組んでおります。その他、重要なシステム関連機器を新データセンターに集約する等、インフラ面での災害対策に係る品質向上に取り組んでおります。

事業等のリスク

当行及び当行グループの事業その他(投資家の投資判断上重要と考えられる事項を含む)に関するリスク要因となりうる主な事項は以下のとおりです。前述の管理体制のもと、リスクの所在、規模、性質に応じた適切なリスク管理に努めております。

主として財務面に係るリスク

・不良債権処理等に係るリスク

景気低迷、取引先の業態悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用の更なる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

・保有資産等に係るリスク(市場リスク)

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価額・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

事業戦略や業務運営に係るリスク

(事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク)

・業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和による新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことのない新たなリスクに直面する可能性があります。

・重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

・個人情報等の漏洩

多くのお客さまのお取引を通じて多量の個人情報保有しており、コンピュータシステムへの外部からの不正侵入や事故により、個人情報が外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

金融業界を取巻く諸環境の変化に係るリスク

・法律、会計制度や規制の改正

法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って実務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

・金融業界の競争激化

規制緩和等により他業態から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

・災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模地震等の災害等が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

・風説、風評の発生

銀行業は預金者等お客さまからの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては経営の最重要課題であると位置付けております。

コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店には、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの推進を行っております。

これまで、コンプライアンスに係る諸規程の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、今後とも、預金者保護法、会社法など社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実や使用する帳票等の改訂等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢の更なる充実を図ってまいります。

金融商品販売法等への対応

当行では、「金融商品勧誘方針」を制定し、全営業所にポスターを掲示しております。さらには、「金融取引勧誘規程」「金融取引勧誘要領」を制定し、行員の教育・指導を継続して行うなど、当行の経営理念の一つである「お客さまのために」の具体的な実現を図っております。

金融商品勧誘方針

当行は、次の5項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めいたします。
- 2 お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容などの重要な事項を十分ご理解していただけるよう、説明に努めます。
- 3 断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4 お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
- 5 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や行内ルールの整備などに努めます。

本勧誘方針は、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の義務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して準用致します。

個人情報保護法への対応

保有する個人情報を適切に保護することは、企業としての社会的責任であり、また個人情報を適切に利用することは企業の競争力の源泉と言えます。特に、金融サービスを提供する金融機関にとって、個人情報の適切な保護と利用は極めて重要であると認識しております。

平成17年4月1日から、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が全面施行され、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(金融庁ガイドライン)等により、銀行が個人情報を取扱うにあたっての講ずべき安全管理措置等が示されました。全国銀行協会では、関連法令等を遵守しつつ、個人情報の適切な保護と利用を図ることを目的として「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」を制定しておりますが、当行におきましても、これらの一連の流れを踏まえ、情報管理態勢の強化を図ってまいりました。

最高執行責任者(COO)を情報管理の最高責任者とする情報管理体制を整備致しました。情報管理全般に係る企画、立案および推進を統括する専門組織としてリスク統括部に情報管理担当を設置し、あわせて、組織横断的な審議・調整を行うため情報管理委員会を設置しております。また、保有個人データ開示請求への対応等についても規定を整備するなど、的確に対応ができる体制を整備致しました。

「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」等をホームページ上に公表しておりますが、今後とも、当行ならびに当行の連結子会社が各種業務を行うにあたっては、個人情報保護法をはじめとする関係法令等に加えて、プライバシーポリシーをはじめとする諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

対談

TOP
メッセージ

地域への
取り組み

平成17年度の
概況

経営・内部
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

連結決算

決算公告(写)

お客様の個人情報保護に関するプライバシーポリシー

株式会社千葉興業銀行(以下、「当行」といいます)は、当行ならびに当行の有価証券報告書等に記載する連結子会社(以下、「当行グループ」といいます)の個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、下記の「お客様の個人情報保護に関するプライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます)を制定し、公表いたします。

取組方針

当行グループは、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行グループが各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする当行グループの諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

適正取得

当行グループは、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

利用目的

当行グループは、お客様の個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲において取扱うこととし、その範囲を超えて取扱いいたしません。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いいたしません。

当行グループにおけるお客様の個人情報の利用目的は、当行グループ各社のホームページ等に揭示しております。

第三者提供の制限

当行グループは、お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

機微(センシティブ)情報の取扱い

当行グループは、お客様の機微情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客様の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

安全管理措置

当行グループは、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う従業員や委託先について、適切に監督してまいります。

継続的改善

当行グループは、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

開示等のご請求手続

当行グループは、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

ご意見・ご要望のお申し出

当行グループの個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

利用目的および共同利用について

当行グループにおける利用目的および共同利用につきましては、当行ホームページ

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>

をご参照ください。

お問い合わせ先について

お取引のある当行本支店または下記の電話番号までお問い合わせください。

電話番号:043-243-2111(大代表)

受付時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00

ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

当行の個人株主さまにつきましては、「株主さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」をご参照ください。

認定個人情報保護団体

当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行とひき相談所)では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会

<http://www.zenginkyo.or.jp/pdpc>

苦情・相談窓口

電話:03-5222-1700

またはお近くの銀行とひき相談所

新BIS規制(バーゼルⅢ)への対応

平成19年3月の新BIS規制(バーゼルⅢ)の導入に向けて、自己資本比率算出におけるリスク計測の精緻化やオペレーショナルリスクの計測、リスク管理の高度化、情報開示の充実等に対する適切な態勢整備に努めてまいります。

第一の柱では「最低所要自己資本比率」を定めており、新規開始時における当行の対応といたしましては、自己資本比率算定に係る信用リスク計量については「標準的手法」、オペレーショナルリスクの計量については「基礎的手法」の適用を前提として準備を進めてまいります。

第二の柱である「金融機関の自己管理と監督上の検証」につきましては、信用リスクや銀行勘定の金利リスク等への対応も含め、当行が自らリスクを適切に管理するための「統合的なリスク管理態勢」の整備に努めてまいります。

第三の柱である「市場規律」においては、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示に係る適切な態勢の整備に努めてまいります。

新BIS規制(バーゼルⅢ)への十分な対応態勢を構築することで、リスク管理能力の向上に努めてまいります。

【新BIS規制(バーゼルⅢ)とは】

新BIS規制(バーゼルⅢ)とは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅢは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。バーゼルⅢは3つの柱、すなわち、最低所要自己資本比率、金融機関の自己管理と監督上の検証、市場規律から成り立っています。

(金融庁ホームページ、金融早わかりQ&Aより)

偽造・盗難キャッシュカードなどへの対応

お客さまに安心してお取引いただくため、偽造・盗難キャッシュカード犯罪被害に対して当行は様々な取組みを行っております。

ご利用限度額の引き下げ

平成17年12月1日より1日あたりのATMでのご利用限度額の一律引き下げを実施し、被害拡大を防止しています。

お取引	ご利用限度額
当行ATMでのお引出し	1日あたりの合計 200万円
他行ATMでのお引出し デビットカード利用	
当行ATMでのお振込	1日あたりの合計 500万円
他行ATMでのお振込	
当行ATMでのお振替	1日あたりの合計 1,000万円

他行ATMでの「お引出し」「お振込」のご利用限度額は、1日あたり合計200万円となります。

ご利用限度額の任意変更

「1日あたりの総利用限度額」・「月間累計利用限度額」・「取引種類(お引出し・お振込・お振替)ごとの1日あたりの利用限度額」についての手続きがお客さまの任意で変更できます。窓口・ATMでのお取扱いについては以下のとおりです。

	ATM 操作	窓口 受付
各口座ごと 1日あたりの総利用限度額設定(増額・取消)	×	
各口座ごと 1日あたりの総利用限度額設定(減額)		
各口座ごと 月間累計利用限度額設定(増額・取消)	×	
各口座ごと 月間累計利用限度額設定(減額)		
取引種類(お引出し・お振込・お振替)ごと 1日あたりの利用限度額設定(増額・減額・取消)	×	

上記の対象預金は普通預金(決済用預金)・貯蓄預金・当座預金となります。
増額の設定は、通常限度額(お引出し200万円・お振込500万円・お振替1,000万円・総利用限度額1,700万円)までの範囲内でのお取扱いとなります。

類推されやすい暗証番号の使用禁止

平成17年10月17日から新たに暗証届出をするカードについて以下の番号の使用を禁止しています。

	例
1 4桁の数字が同一	0000・1111
2 4桁の数字が連続	1234・5432・8901
3 お届けの生年月日に関する番号	お届けの生年月日が 昭和15年6月9日の場合 1569(年(和暦)+月+日) 1506(年(和暦)+月) 1509(年(和暦)+日) 0609(月+日)
4 お届けの電話番号の下4桁	

すでに上記の番号を使用している場合は継続してご使用いただけますが、類推されやすい暗証番号のため、暗証番号の変更をおすすめいたします。

口座単位の他行ATMの利用停止設定

お客さまのご要望に応じて、他行ATMでの利用制限を行い、不正払出を防止します。

対象預金は、普通預金(決済用預金)・貯蓄預金となります。

ATMでの暗証番号変更

ATMで暗証番号の変更ができます。

ATMが稼働している時間帯であれば、いつでも手数料無料でお手続きいただけます。

カード・通帳等の盗難・紛失時における喪失届の24時間受付

カード・通帳等の盗難・紛失届の受付を「ATMサービスセンター」にて24時間365日受付できます。

対談

TOP
メッセージ

地域への
取組み

平成17年度の
概況

経営・内部
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

連結決算

決算公告(写)

ATM不審取引の「モニタリング」

キャッシュカードによる異常な取引を抽出し、お客さまへ連絡または通知することにより不正払出の防止ならびに早期発見による被害額の拡大を防止します。

「盗難、偽変造カード被害に対する補償」について

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の趣旨に則り、真摯に対応しております。

具体的には、「キャッシュカード規定・ローンカード規定」を改定し、平成17年12月1日以降に発生した盗難、偽変造カードの不正使用による被害について本規定に沿って対応しております。

その他

- ATM覗き見防止用後方確認ミラー設置
- ATM操作画面への「遮光フィルム」装着
- 生体認証機能付きICカードの導入(平成19年2月導入予定)

ご注意ください

キャッシュカード等の保管
 キャッシュカード、通帳、お届印、個人情報の記載がある公的証明書(健康保険証、運転免許証等)は別々に保管されますようお願いいたします。
 万一、キャッシュカード、通帳、印鑑のいずれか一つでも紛失された場合には、直ちにご連絡ください。

ご連絡先

平日、8:40～17:00はお取引の営業店にご連絡ください。
 上記以外の時間は、
 ATMサービスセンター:03-5617-6783

親会社等に関する事項

親会社等の商号等 (平成18年3月31日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
株式会社みずほフィナンシャルグループ	上場会社以外の会社の関連会社である場合における当該他の会社	20.8% (20.8%)	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部

(注)親会社等の議決権所有割合()は、間接被所有割合で内数である。

親会社等の企業グループにおける当行の位置付け、 その他上場会社と親会社等との関係

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であります。同グループは、平成18年3月末現在で議決権数105,117個(議決権所有割合:20.8%)を所有しております。

当行は同グループより、営業推進、業務管理、新商品・サービスの開発などに関する各種ノウハウを吸収し、当行の業務に反映させることで、他の地域金融機関に一步

先んじた戦略施策を展開し、地域のお客さまのニーズにお応えしております。

また、当行からの要請により、本部企画部門強化の目的で、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社である株式会社みずほコーポレート銀行からの出向者が本部主要部署に在籍しております。

当行の経営方針や経営戦略、並びにこれらに基づく各種施策等については、一定のルールに則り同グループに対し報告を行っておりますが、これらの経営方針・戦略施策等の企画・立案から機関決定にいたるまで、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。

配当政策について

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。なお、施行となった会社法のもとでの配当制度に関し、当行におきましては現在のところ特段の変更はございません。

優先株式の配当

平成18年3月期の優先株式の配当につきましては、所定の配当をいたします。

普通株式の配当

平成18年3月期の普通株式の配当につきましては、見送らせていただくことといたしました。平成17年度は84億円の当期利益を計上し、剰余金は134億円となりました。しかし、公的資金注入行として80億円から90億円台の利益を安定的・継続的に確保できる収益体質を確立していく必要があります。しっかりとした収益体質を確保できる事を見極め、公的資金の早期返済の道筋をつけるなかで、配当についても、検討してまいります。

普通株式の株主の皆さまには永年にわたりご迷惑をお掛けしておりますことに対し、深くお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう切にお願い申し上げます。